

2 財建技第 74 号  
令和 2 年 6 月 25 日

各局（本部）長  
中央卸売市場長  
教育委員会教育長  
各行政委員会事務局長  
議会局長  
警視総監、消防総監

} 殿

財務局長  
(公印省略)

「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策  
ガイドライン」の一部見直しについて

各局におかれましては、都発注工事における新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めていただいているところですが、国が「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日版）」を策定したことなどから、今般、これらの内容を踏まえて令和 2 年 4 月 22 日策定した「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン」を一部見直しましたのでお知らせいたします。

工事を施行する場合は、引き続き、本ガイドラインを踏まえつつ各工事現場の実情に応じて創意工夫を行い感染症の拡大防止に努めるようお願いいたします。

測量、調査、設計などの業務についても、必要に応じてこれを準用することといたします。

なお、各局におかれましては、本ガイドラインを受注者に対しても周知をお願いいたします。

1 添付書類

○別紙 1

「東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン  
(令和 2 年 6 月 25 日版)」

○別紙 2

新旧対照表

担当  
財務局 建築保全部 技術管理課 建築技術担当 (内 27-641)  
土木技術担当 (内 27-646)

令和 2 年 6 月 25 日版

東京都における公共工事の  
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策  
ガイドライン

令和 2 年 6 月

東 京 都

# 目次

はじめに	1
1. 工事現場における感染拡大防止措置	1
2. 工事現場における感染拡大防止措置が困難な場合の対応	4
3. 工事現場において感染者が発生した場合の対応	4
4. 受注者の希望による工事の一時中止等	7
5. 参考資料	7

## 【別添 1】

「工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト」	10
-------------------------------------	----

## 【別添 2（建設局通知抜粋）】

「現場における具体的な取組（案）」及び「注意喚起用リーフレット」	11
----------------------------------	----

## 【別添 3（国土交通省ガイドライン抜粋）】

「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」	15
--------------------------	----

## 【別添 4（建設局通知抜粋）】

「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」	25
----------------------------	----

## 【別添 5（福祉保健局ＨＰ）】

「都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」	26
------------------------------	----

## 【別添 6（福祉保健局ＨＰより作成）】

「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」	27
--	----

## 【別添 7（厚生労働省労働基準局ＨＰ）】

「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」	30
---------------------	----

## 【別添 8（国土交通省ガイドライン抜粋）】

「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」	34
--	----

## はじめに

東京都は、都が発注する工事における新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、工事現場で講じるべき措置や感染者等が発生した場合の対応等について基本的な内容を示すため、令和2年4月22日に本ガイドラインを策定した。その後、国が「建設業における新型コロナウィルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」を策定したことなどから、今般、これらの内容を踏まえて本ガイドラインの一部見直しを行った。

工事を施行する場合は、引き続き、本ガイドラインを踏まえつつ各工事現場の実情に応じて創意工夫を行い、感染症の拡大防止に努めるものとする。

測量、調査、設計などの業務についても、必要に応じてこれを準用する。

なお、本ガイドラインは、工事等の継続を受注者の意に反して推奨するものではない。

## 1. 工事現場における感染拡大防止措置

受注者はもとより来訪者を含め、工事現場全体で新型コロナウィルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことが必要である。

なお、工事現場における感染拡大防止措置にあたっては、以下の資料を参考とする。

- 「工事現場における新型コロナウィルス感染症拡大防止措置チェックリスト」  
【別添1】
- 「現場における具体的な取組（案）」及び「注意喚起用リーフレット」  
【別添2（建設局通知抜粋）】
- 「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」  
【別添3（「建設業における新型コロナウィルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）抜粋）】
- 「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」  
【別添7（厚生労働省労働基準局HP）】

### （1）作業従事者等の健康管理

- ・ 技能者や現場技術者を含む工事現場に従事する全ての作業従事者等（以下

「全ての作業従事者等」という。)に対して、工事現場入場時に体温測定や体調確認を行うとともに、出勤前の検温、長時間労働の是正、十分な栄養摂取、睡眠時間の確保などの周知徹底を図る。

- ・ 体温測定の結果、従事者等に発熱や風邪の症状などがみられるときは自宅待機とするなど、適切に対応する。
- ・ 工事現場を訪れる来訪者に対しても、入場時に体温測定や健康状態の確認を行い、風邪の症状などがみられる場合は工事現場への入場制限を行う。

## (2) 基本的な感染症防止対策の徹底

- ・ 全ての作業従事者等に対して、咳エチケットの徹底や手洗いうがいの励行、正しいマスクの着用など基本的な感染症防止対策を周知する。
- ・ マスクの着用については、高温多湿などの場所で作業を行う場合、熱中症に留意する。
- ・ 工事現場の状況を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防に向けた取組を行う。

## (3) 「3つの密」の回避

- ・ 受注者は、工事現場において以下の「3つの密」が発生しないように努める。

### 3つの密

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ① 換気の悪い密閉空間       | “ <u>密閉</u> ” |
| ② 多数が集まる密集場所      | “ <u>密集</u> ” |
| ③ 間近で会話や発声をする密接場面 | “ <u>密接</u> ” |

- ・ 全ての作業従事者等は、それぞれの立場で「3つの密」の回避に努める。
- ・ 「3つの密」に該当しない場所であっても、人混みや近距離での会話、特に大声を出すことなどを極力避ける。
- ・ 朝礼や現場事務所などの会議、更衣室等での着替え、詰所スペースなどの食事や休憩など、多くの人数が集まる場所で作業等を行う場合は、他

の従事者等と一定の距離を保つ。また、建物内の密室・密閉空間で作業を行う場合は、窓を開けて換気や送風機等を使用により風通しを良くする。

- ・ 現場定例会などの人と人とが対面する会議を可能な限り避け、電話や電子メールなどを活用する。また、やむを得ず現場事務所等での会議や朝礼を開催する場合は、必要な人員に限定するとともに離隔距離をできるだけ確保するなど適切に対応する。
- ・ 自動車で通勤等する場合は少人数による乗車や換気を心掛けるほか、公共交通機関を利用して通勤する場合は可能な限り時差通勤を行う。

#### (4) 感染拡大防止措置に係る経費

- ・ 感染拡大防止措置を実施する上で追加経費が必要となる場合は、受発注者間で設計変更の協議を行う。
- ・ その上で、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、受注者による施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い、契約金額の変更や工期の延長を行うなど適切に対応する。
- ・ 上記の対応を含め、感染拡大防止措置に係る経費については、受注者の責によらないものとして、既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

#### 【参考】

設計変更の対象とする感染拡大防止対策に係る費用（例）

##### <共通仮設費>

- ・ 労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
- ・ 現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料

※いずれも、その後の積算における現場管理费率や一般管理费率による計算の対象外とする。

##### <現場管理費>

- ・ 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- ・ 現場に配備する消毒液の購入、赤外線体温計等の購入・リース費用

- ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費

※いずれも、その後の積算における一般管理費率による計算の対象外とする。

なお、ここに掲げる例のほかにも、感染拡大防止のために必要と認められる対策については、設計変更を行うことを妨げない。

※出典：国土交通省 事務連絡「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付）より抜粋

## 2. 工事現場における感染拡大防止措置が困難な場合の対応

### (1) 感染拡大防止措置が困難な場合の対応

- ・施行中の工事現場によっては、密閉された空間で多くの作業員が従事せざるを得ない状況が存在することなどにより、「3つの密」を避けることが困難な場合等の状況が想定される。このような場合には、従事者等の健康管理に留意する観点から、受発注者協議の上、工事の一時中止など適切な対応をとる。

### (2) 工事の一時中止などの対応による経費

- ・感染拡大防止措置が困難なことにより工事の一時中止等を行う場合に必要な経費については、受注者の責によらないものとして既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

## 3. 工事現場において感染者が発生した場合の対応

工事現場で感染者が発生した場合は、直ちに工事現場全体を閉鎖するとともに保健所の指導のもと適切に対応し、これ以上の感染拡大を防止しなければならない。

なお、工事現場において感染者が発生した場合の対応にあたっては、以下の資料を参考とする。

- 「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」

【別添4（建設局通知抜粋）】

- 「都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」  
【別添5（福祉保健局HP）】
- 「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」【別添6（福祉保健局HPより作成）】
- 「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」【別添8（国交省ガイドラインより抜粋）】

### **(1) 保健所への連絡、工事現場の閉鎖**

- ・ 全ての作業従事者等は、自身が医療機関等においてPCR検査を受検した場合や、検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染したことが明らかになった場合、所属する会社を通じて当該工事の現場代理人にその旨を伝える。また、感染していないが、保健所から濃厚接触者として特定された場合についても同様とする。
- ・ 現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、感染者を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡するとともに、安全を確保した上で直ちに工事現場全体を閉鎖する。
- ・ 現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、濃厚接触者として特定された従事者等を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。
- ・ 感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。

### **(2) 感染者等への対応**

- ・ 新型コロナウイルスに感染した従事者等は、入院や自宅療養などにより治療に専念する。
- ・ 濃厚接触者として特定された従事者等については、保健所の指導に従い自宅待機を行う。その際、毎日、体温測定を行うなど健康状態を観察する。

- ・上記の従事者等が工事現場へ復帰する場合は、保健所の了解を得た後とする。

### (3) 工事現場の消毒作業

- ・工事現場の閉鎖後、受注者は保健所の指導を受けて消毒場所を特定し、消毒作業を実施する。
- ・物の表面を消毒する場合は、次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）が有効であることが分かっている。また、ウイルスが付着した恐れのある衣服などについては、熱湯消毒（80度、10分間）も有効である。実際の消毒作業に当たっては、国や都など各機関のホームページを参考とする。

※福祉保健局ＨＰ 新型コロナウイルス感染症FAQ（よくある質問）参照

[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.files/corona\\_faq.pdf](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.files/corona_faq.pdf)

### (4) 工事現場の再開

- ・消毒完了後、受注者は安全点検を行い、保健所の了解を得るとともに、発注者と協議の上、工事現場を再開する。
- ・現場再開後も、全ての作業従事者等の体温測定や健康観察を行うとともに、マスクの着用など感染拡大防止措置（「1. 工事現場における感染拡大防止措置」参照）を徹底する。

### (5) 工事の一時中止等による経費

- ・感染者の発生により工事を一時中止する場合や消毒作業などの工事現場を再開するために必要な経費については、受注者の責によらないものとして既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

## 4. 受注者の希望による工事の一時中止等

### (1) 受注者の希望による工事の一時中止等

- ・受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長を希望する場合、発注者にその旨を申し出る。
- ・上記の申し出を受けた発注者は、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらないものとして、一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止等の期間は受注者と協議し適切に設定する。

### (2) 工事等の再開

- ・工事等の再開に当たっては、受発注者双方で感染拡大防止対策の実施状況を確認する。（「1. 工事現場における感染拡大防止措置」参照）

### (3) 工事の一時中止等による経費

- ・受注者の希望により工事を一時中止する場合に必要な経費については、受注者の責によらないものとして既存の積算基準や工事請負契約設計変更ガイドライン等に基づき対応する。

## 5. 参考資料

### ○財務局から各局等への主な通知

- ・都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について  
(令和2年2月28日付31財建技第312号)
- ・「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について  
(令和2年3月2日付事務連絡)

- ・ 「「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」に関する補足  
(令和2年3月4日付事務連絡)
- ・ 「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置の延長」等について  
(令和2年3月12日付31財建技第322号)
- ・ 都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更）  
(令和2年3月24日付31財建技第333号)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による監理技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて（令和2年3月30日付事務連絡）
- ・ 都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更）  
(令和2年4月2日付2財建技第6号)
- ・ 都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について（令和2年4月8日付2財建技第15号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（参考送付）（令和2年4月20日付事務連絡）
- ・ 都の工事及び設計等業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月21日付2財建技第30号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算基準（建築工事編）上の対応について（参考送付）（令和2年4月24日付2財建技第34号）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間が延長等された場合の工事及び設計業務等の対応について（令和2年4月28日付2財建技第37号）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」等について（参考送付）（令和2年5月7日付事務連絡）

- ・「緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について」について（参考送付）（令和2年5月18日付事務連絡）
- ・新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた工事及び設計業務等の対応について（令和2年5月25日付2財建技第56号）
- ・「新型コロナウィルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」について（参考送付）（令和2年5月27日付事務連絡）
- ・新型コロナウィルス感染症拡大防止対策に係る単価契約における契約変更について（令和2年6月1日付事務連絡）
- ・「国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に係る解釈について（参考）」について（参考送付）（令和2年6月11日付事務連絡）

※新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止等に向けた工事等（設計等委託や物品買入れ等を含む）の対応については、電子調達システムの下記URLからご確認ください。

URL：<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/html/covid-19.html>

## 工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト（工事受注者用）（例）

項目	チェック
<b>1. 工事現場における感染防止に向けた行動変容</b>	
・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる	
・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している	
・その他（ ）	
<b>2. 作業従事者等の健康管理</b>	
① 日常的な健康状態の確認	
・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている	
・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）	
・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している	
・来訪者に対しても検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等があった場合には、入場を制限している	
・その他（ ）	
② その他の取組み	
・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している	
・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している	
・十分な睡眠時間を確保するよう周知している	
・その他（ ）	
<b>3. 基本的な感染症防止対策の徹底</b>	
① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）	
・咳エチケットの徹底を周知している	
・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している	
・マスク着用の徹底を周知している	
・マスクを正しく着用するよう周知している	
・その他（ ）	
② 工事現場の消毒等	
・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している	
・現場状況等を勘案し、不特定者が接触する箇所は定期的に拭き取り・消毒している	
・消毒等を担当する人員を増員している	
・その他（ ）	
<b>4. 「3つの密」の回避</b>	
① 換気の悪い密閉空間の改善	
・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している	
・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている	
・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている	
・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている	
・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている	
・その他（ ）	
② 多くの人が密集する場所の改善	
・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している	
・可能な限り時差通勤に努めている	
・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は2m以上を確保した上で実施している	
・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている	
・対面での会議等の必要がある場合は、人ととの距離を2m以上取るようにしている	
・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている	
・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している	
・その他（ ）	
③ 近距離での会話や発声の抑制	
・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている	
・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している	
・その他（ ）	

※項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施いただくようお願い致します。

## 夏季の工事現場における新型コロナウイルス 感染症拡大防止措置の取組（例）

- 3『密』（密閉・密集・密接）の回避
- 咳エチケット徹底と正しいマスクの着用
- 屋外で人との距離2m以上を確保できる場合はマスクを取り外すなど熱中症にも留意
- 手洗い（アルコール消毒）・うがいの徹底

### 現場における具体的な取組（例）

#### 通勤・移動時

- ・ 時差通勤（作業開始調整が可能な場合）
- ・ 車両の窓を開けての換気と空調使用
- ・ 車両の座席間隔保持
- ・ 少人数での通勤など

#### 現場事務所

- ・ 風通し良く窓を開けての換気と空調使用
- ・ 各個人用の水分・塩分補給対策用品確保
- ・ 打合せ時間短縮、携帯・チャット活用
- ・ アルコール消毒（入手困難時は石鹼等）

#### 朝礼時

- ・ 入場時の体温測定
- ・ 咳エチケットとマスク取り外しの実演
- ・ 一人一人の間隔をあける
- ・ 換気の良い箇所で実施と分散・縮小

#### 作業現場

- ・ 作業開始・休憩・昼食時刻等の分散
- ・ 水分補給はマイカップ・マイボトル使用
- ・ 十分な距離を保てる日よけ休憩場の確保
- ・ ICTの活用（ウェアラブルカメラなど）

\*注) 上記は一案であり、各現場で創意工夫して感染症拡大防止及び熱中症対策などに努めてください。



## 3 「密」の回避

～「密閉・密集・密接」の場面を作らない～

### ①換気の悪い 密閉空間



打合せ・会議等では、  
○窓を開けて換気  
○室外での実施

### ②多数が集まる 密集場所



朝礼等では、  
○人と人の距離を開ける(2m以上)

### ③間近で会話や 発声をする 密接場面



会話・発声時は、  
○マスクの着用  
○電話等の活用

建設局BCP  
(事業継続計画)  
<新型インフルエンザ編>

出典：首相官邸HP([https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html))

令和2年4月8日付2建総技第24号『工事現場における「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」の取組について』（建設局通知抜粋）

# 3つの咳エチケットと正しいマスクの着用

～くしゃみや咳が出る時は、咳エチケットを心がけましょう～

## 正しいマスクの着用



## 3つの咳エチケット



マスクを着用する  
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで  
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

くしゃみや咳が出る時は、  
○マスクを着用します  
○ティッシュなどで鼻と口を覆います  
○とっさの時は袖や上着の内側で覆います



何もせずに  
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを  
手でおさえる  
建設局BCP  
(事業継続計画)  
<新型インフルエンザ編>

出典：首相官邸HP([https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html))

令和2年4月8日付2建総技第24号『工事現場における「新型コロナウイルス感染症拡大防止措置」の取組について』（建設局通知抜粋）



# 手洗いの徹底

～こまめに手を洗いましょう～



## ①手洗い

手洗いの  
前に

・爪は短く切っておきましょう　・時計や指輪は外しておきましょう

## 正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこります。



手の甲をのばすようにこります。



指先・爪の間を念入りにこります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗いします。

手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、  
清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

出典：首相官邸HP([https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html))

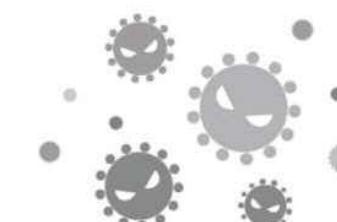
ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、  
**自分の手にもウイルスが付着している可能性があります**

各場面でのこまめな手洗い、消毒を！

- 作業前に手を洗いましょう
- 食事前に手を洗いましょう
- 作業後に手を洗いましょう
- 帰宅前に手を洗いましょう

## こまめな手洗い などの基本も大事

帰宅時や、料理・食事の前など、  
口や鼻に触れる前に、  
こまめに手洗いなどをしましょう。



建設局BCP  
(事業継続計画)  
〈新型インフルエンザ編〉

## 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ①

消毒液の使用やうがい、石鹼による手洗い励行、体温測定等による健康管理と作業・打合せ時のマスク着用等、政府の対処方針※を踏まえた対策の徹底とともに、建設現場の「三つの密」の回避等に向けて現場では様々な取組・工夫が実践

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)

### 朝礼・KY活動※における取組事例

※危険予知活動

- 朝礼時の配列間隔の確保（作業員間の一定距離の確保（2m程度））
- 対人間隔が確保困難な場合等の朝礼の参加人数の縮小等  
(参加者を職長のみとし、朝礼後にグループ別に伝達事項等を共有する 等)
- 伝達事項等に即した朝礼等の時間短縮や内容の効率化  
(説明のポイントを絞った時間短縮、伝達事項が明確な資料の活用等)
- 肩もみ等の接触を伴う活動の省略
- マスクの入手が困難な場合の指差し呼称の省略  
(指差し呼称する場合には十分な距離を確保する)
- 朝礼時の体温測定等（非接触体温計の活用等）
- テレビ通話ツール等の利用による現場・事務所間の遠隔開催 等



作業員間の一定距離の確保



サーモグラフィーカメラによる体温計測



現場



事務所

現場と事務所間で中継用機器を使用して遠隔開催

### 現場事務所等での業務・打合せに関する取組事例

- 事務作業時の対人間隔の確保や窓等の開放による換気
- Web (TV) 会議やメール・電話による対面の打合せ等の削減
- 対面で打合せ等を行う場合には十分な対面距離を確保  
(例) 対面距離を2.0m以上空ける、3人掛けの机を2人掛けで利用する、対面とならないよう座席を配置する など
- 時間差による打合せの分散化や、打合せ時間の短縮・人数の縮小
- 現場事務所等での空気清浄機の使用 等



現場事務所での対人間隔の確保と換気



打合せ時の十分な対面距離の確保

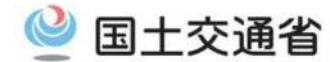


Web会議による打合せ



空気清浄機を設置

## 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ②



### 食事・休憩時における取組事例

- 休憩室等の窓・ドア等の常時開放や定期的な換気の励行
- 車中における食事・休憩の励行、休憩時間の分散化  
(時間差による休憩室や更衣室等の利用、班別の休憩取得の励行など)
- 更衣室や休憩室等での一定の対人距離の確保
- 簡易なパーティション（アクリル板等）による密接の防止
- 手洗い時のタオルの撤去（ペーパータオルの利用等） 等



休憩室の窓の常時開放



時間差による休憩時間の分散化



パーティションで密接を防止



屋外で対人距離を確保して休憩

### 現場作業や移動時の取組事例

- 作業員の配置のブロック分けによる密接した作業の回避
- 車両での移動時の同乗・相乗りを避け個別の移動を励行  
(現場へ移動するための車両数を増やす、近隣に借地し駐車スペースを確保する等)
- 現場と自宅の直行直帰の推奨
- 重機や車両等の操作前の消毒等の徹底  
(ハンドルや操作レバー等を消毒する、車両運転時にゴム手袋を着用する等)
- 密室・密閉空間での換気や送風機等の使用の励行  
(室内作業や型枠組立、内装工事など) 等

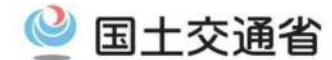


ハンドルやレバー等のアルコール消毒の徹底



作業員の配置をブロック分けし密接した作業を回避

## 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ③



### 内装工事等、室内の現場における取組等

- 内装仕上げや設備工事等の室内の作業では、工事エリアごとに区画を設定して作業
- 狹い場所や居室での作業は、広さ等に応じて入室人数を制限して実施  
(入口に掲示等を行い周知、室内は窓を開けて換気)
- 大部屋での作業等においても、あらかじめ工程調整等を行ってフロア別に人数を制限  
(また、職種別に作業日を分散して、1日の現場入場人数を制限)
- 室内には換気装置を設置し、換気を実施
- 工程管理や内装仕上げの確認・是正にWebカメラや通信端末等を利用し、遠隔で実施  
(データの共有、相互確認が可能)
- 作業用エレベーターは3密の回避のため使用のルール化  
(定員制限やポスター掲示による周知徹底、乗降時や階数ボタン等の消毒の徹底) 等

The grid contains 12 images:

- Top row:
  - Image 1: A worker in a designated work area.
  - Image 2: A sign titled "3密( 密接者 )やめよう!" (Stop 3密) with the text "作業場に新型コロナを入れない! 広げない!" (Don't bring new COVID-19 into the work site! Don't spread it!). It also says "人数制限: 2名以上の作業禁止" (No more than 2 people allowed to work).
  - Image 3: A worker in a room with windows open for ventilation.
- Middle row:
  - Image 4: A large room with workers and scaffolding, with text below: "大部屋での作業も、フロア別に工程分けや人数を制限し実施" (In large rooms, divide tasks by floor and limit the number of people).
  - Image 5: Workers working in a divided space.
  - Image 6: A worker using a tablet for remote inspection.
- Bottom row:
  - Image 7: A dehumidifier unit with a red circle around it.
  - Image 8: A worker using a tablet for remote inspection.
  - Image 9: A communication terminal screen showing a video call between a worker and a supervisor.
- Bottom right corner:
  - Image 10: A worker using an elevator.
  - Image 11: A sign titled "3密回避" (Avoid 3密) with text about reducing the number of people in lifts.
  - Image 12: A worker disinfecting an elevator control panel.

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

## 建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例 ④

### オリジナルのポスターやロゴ、看板による意識向上

- 現場や事務所にオリジナルのポスターやロゴ、看板を設置し、「三つの密」回避等の意識向上と作業姿勢の定着を図る



【コロナ感染防止十則】	
1	出勤前の検温実施
2	率先しうる時差出勤
3	マスクは正しく要着用
4	休憩前のうがいと手洗い
5	扉を開けて部屋換気
6	詰所はみんなで清潔に
7	適正距離で行動し
8	不要な外出控えよう
9	日々の体調管理しっかりと
10	怪しい時はすぐ報告

### 作業所での新型コロナウイルス対策 10か条

- ① 対策奨励ポスターの掲示
- ② 作業員の体温測定
- ③ タッチ&コールなどの接触型安全対策の日報
- ④ 安全な会議室などの集合型会議の分散化
- ⑤ 地下空間などの換気の悪い場所での朝礼、打ち合わせの禁止
- ⑥ 各種外部会議は原則スカイ会議での実施
- ⑦ 深夜換気、職員においてもテレワーク、時差出勤などの実行
- ⑧ 休憩所、詰所の清潔維持及び換気の実施
- ⑨ 4週8休、不規則営業の防止により健康的な休憩環境を実現
- ⑩ ハンドソープ、うるおい液などの配置

- ### 感染症防止 5
- 手洗い うがい 確実に！
  - 十分とろう 睡眠は！
  - 毎朝検温 忘れずに！
  - 人混み避けよう！マスクせよ！
  - 必ず換気 休憩所！



新型コロナ対策  
「密閉空間」「密集場所」「密接場面」  
の3つの密を避けよう！  
「手のアルコール消毒」「うがい」「咳エチケット」「マスクの着用」を徹底しよう。

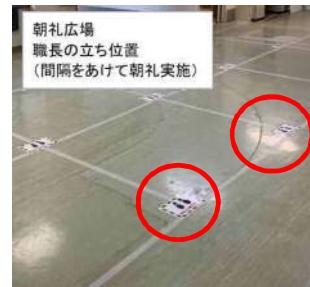


「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

## 【建設現場『三つの密』の回避等】 朝礼・KY活動における取組・工夫の例



朝礼の整列時に作業員間の距離を十分に確保、参加者は職長等の必要人数になるべく限定



立ち位置をマーキングして配列間隔を確保

## 朝礼の分散化・少人数化



朝礼時などに体温測定を実施。発熱があれば入場を制限

#### 毎日の体温と体調を記録・チェック

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

## 【建設現場『三つの密』の回避等】 現場事務所等での業務・打合せに関する取組・工夫の例



現場事務所での事務作業時は対人間隔を確保。窓等もなるべく開放して換気

シートで区切り机前の飛沫防止。段ボールも有効活用



Web(TV)会議やメール・電話を活用して、対面での打合せ等はできるだけ削減



対面で打合せ等を行わざるを得ない場合には、人数を縮小し、対面距離を確保して実施。窓を開けるなど換気し、なるべく短時間で終える

サーキュレーター や  
空気清浄機を設置

### ○その他

- 毎日の工事打ち合わせを V-CUBE で実施
- 発注者との週間工程打ち合わせを Zoom で実施
- 立会が必要な場面において FaceTime を活用 等

※上記は報告のあった事例であり、活用するツール等については各自で適切に検討をお願いいたします

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

## 【建設現場『三つの密』の回避等】 食事・休憩時における取組・工夫の例



休憩所や喫煙所は大人数での使用を避け、休憩や昼食時間はなるべく時差で取得。座席の配席を工夫し、密接にならないよう留意

喫煙スペースも仕切りを設置して間隔を確保

施工中の空きスペースを  
オープンエアの休憩所として利用

昼食時はお互い距離をとって食事

(当該事例)  
午前休憩:A班 09:45~10:15、B班 10:15~10:45  
昼休憩:A班 11:30~12:30、B班 12:30~13:30  
午後休憩:A班 14:45~15:15、B班 15:15~15:45

詰所における時差休憩の導入

食堂はバイキングから個別配膳に変更、  
人数も使用予定表を掲示して制限

手洗い場所はタオルを撤去、  
ペーパータオルを使用

○その他の例として、  
 ・トンネルやダムなど、宿泊施設のある現場について、入浴施設に別々に入浴できるよう、一人用湯舟を4個設置  
 ・宿泊施設の食堂で、朝昼晩の食事で密接にならないよう、食堂に『取り決め表』を掲示 等

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

## 【建設現場『三つの密』の回避等】 現場作業や移動時の取組・工夫の例



現場移動では同乗を避けて  
個人で移動



重機のレバーはこまめに消毒



作業場所は定期的に換気する



作業時もなるべく離隔を確保



現場の手洗い場所の増設



携帯webカメラで撮影した  
現場状況がテレワーク  
実施者のPCへ表示



作業場所での手洗い励行



作業時のマスク着用



携帯Webカメラ着用状況



テレワークでの現場確認状況

テレワーク中の担当者でも、自宅でPC等で確認・指示・注意を行うことができ、テレワークの活用と現場における対人接触の低減に資する

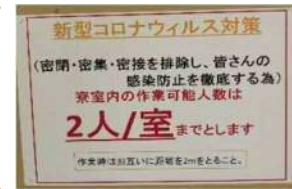
「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

## 【建設現場『三つの密』の回避等】 内装工事等における取組・工夫の例

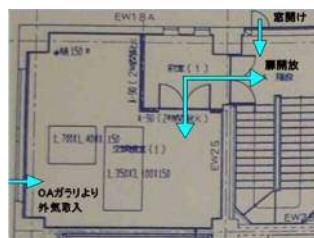


内装工事におけるコロナ感染防止対策ルール  
2020年4月10日

- 作業は1部屋につき1人ずつ！
- 作業員同士の間隔2m以上！
- 脚立、伸馬等の使用後はスプレーで除菌する！
- 工具の貸し借りの際はスプレーで除菌する！
- 仮設ELV使用後は操作盤等をスプレーで除菌する！
- むやみやたらに周囲を触らないこと！



内装工事等、住戸内・密室内の作業では人数を制限し、ポスター等の掲示で周知。作業を少人数で分担するため、工程を調整して作業員数を削減



室内の作業現場では、扉・窓の開放によって作業エリアを自然換気。必要に応じ扇風機も併用

換気設備の活用



送風機を稼働し、埃を外部へ排出

空気清浄機の使用

天井裏の作業は換気が難しいため、空間除菌剤を設置

こまめに粉塵等を処理

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

## 【建設現場『三つの密』の回避等】 室内におけるその他の取組・工夫の例



工事用エレベーターの定員を限定、ポスターを掲示



エレベーターにおける人数制限、乗車位置を設定



現場内の昇降機を荷物専用として運用



廊下通行も並列歩行を回避



フェイスガードを装着（打ち合わせ時にも装着）



チャットツールを導入し、遠隔指示を通じて作業ができる環境を整備



現場等の入口にサーモグラフィ等を設置し、体温を測定



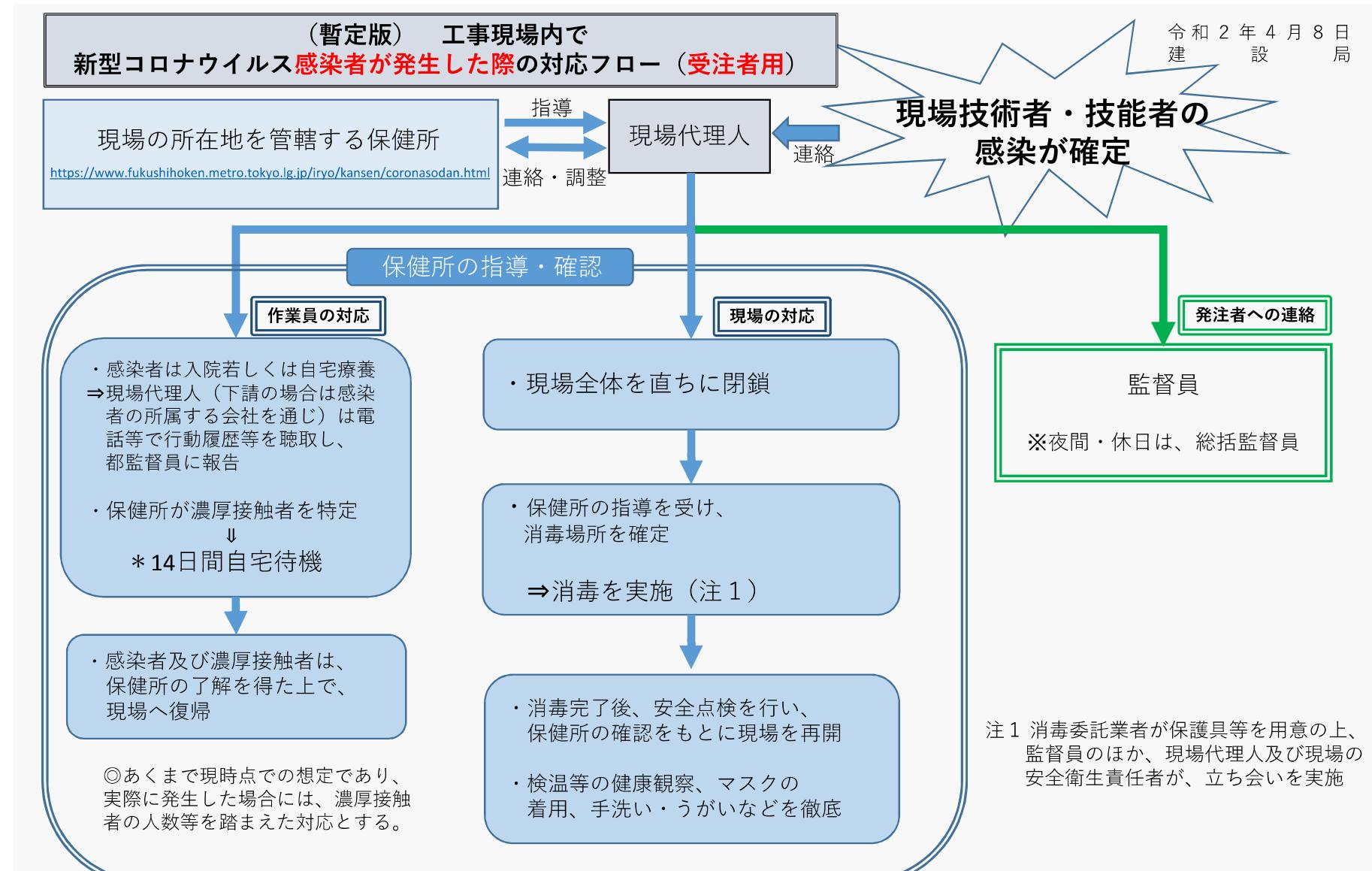
のど飴の設置(味覚異常の確認)



※当該事例では「ポケトーク」を活用

携帯型音声通訳デバイスを用いた外国人労働者への注意喚起

「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」（国土交通省）より抜粋

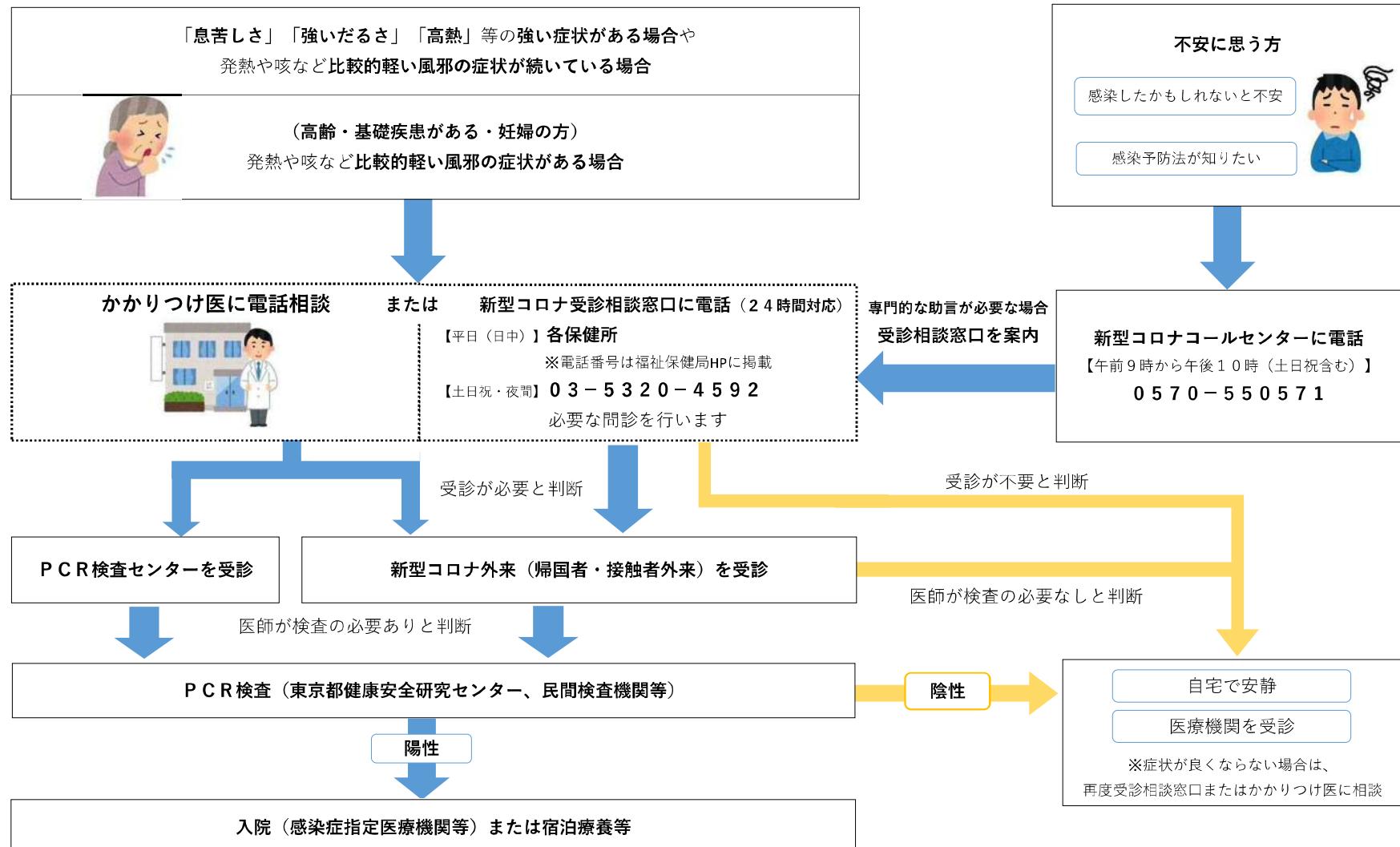


\* WHOの知見：潜伏期間を踏まえ、未感染者については14日間にわたり健康状態を観察することが推奨されている

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q1) (厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A)

注1 消毒委託業者が保護具等を用意の上、監督員のほか、現場代理人及び現場の安全衛生責任者が、立ち会いを実施

## 都民の皆さんへ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～



福祉保健局HP (<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/kansen/coronasodan.files/20200509soudan.pdf>)

## 新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等

受付時間	設置期間	電話番号
平日：日中 各保健所の開所時間による (概ね9時～17時、詳細は下記)	各保健所の相談センター	(詳細は下記) 【最寄りの保健所の相談センターにご連絡ください】
平日：17時～翌9時 土日祝日：終日	都・特別区・ 八王子市・町田市 合同電話センター	03-5320-4592 【都内全域対象】

## 特別区

	所在地	保健所名	電話番号	開設時間
あ	足立区	足立 保健所	03-3880-5747	平日 8:30～17:15
	荒川区	荒川区 保健所	03-3802-4243	平日 8:30～17:15
	板橋区	板橋区 保健所	03-6905-6367	平日 8:30～17:00
	江戸川区	江戸川区 保健所	03-5661-1124	平日 9:00～17:00
	大田区	大田区 保健所	03-5744-1360	平日 9:00～17:00
か	葛飾区	葛飾区 保健所	03-3602-1376	平日 8:30～17:15
	北区	北区 保健所	03-3919-4500	平日 9:00～17:00
	江東区	江東区 保健所	03-3647-5879	平日 8:30～17:15
さ	品川区	品川区 保健所	03-5742-9105	平日 9:00～17:00
	渋谷区	渋谷区 保健所	03-3463-3650	平日 8:30～17:15
	新宿区	新宿区 保健所	03-5273-3836	平日 9:00～17:00
	杉並区	杉並 保健所	03-3391-1299	平日 9:00～17:00
	墨田区	墨田区 保健所	03-5608-1443	平日 9:00～17:00
	世田谷区	世田谷区 保健所	03-5432-2910	平日 8:30～17:15
た	台東区	台東 保健所	03-3847-9402	平日 9:00～17:00
	中央区	中央区 保健所	03-3541-5254	平日 9:00～17:00
	千代田区	千代田区 保健所	03-5211-8175	平日 8:30～17:15
	豊島区	池袋 保健所	03-3987-4179	平日 9:00～17:00
な	中野区	中野区 保健所	03-3382-6532	平日 9:00～17:00
	練馬区	練馬区 保健所	03-5984-4761	平日 9:00～17:00
は	文京区	文京 保健所	03-5803-1824	平日 9:00～17:00
ま	港区	みなと 保健所	03-3455-4461	平日 8:30～17:15
	目黒区	目黒区 保健所	03-5722-9089	平日 9:00～17:00

福祉保健局HPより作成

(https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html#cmsF9A3F)

## 多摩地域

所在地	保健所名	電話番号			開設時間		
あ 昭島市	多摩立川 保健所	042	－	524	－	5171	平日 9:00～ 17:00
あきる野市	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
稻城市	南多摩 保健所	042	－	371	－	7661	平日 9:00～ 17:00
青梅市	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
奥多摩町	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
か 清瀬市	多摩小平 保健所	042	－	450	－	3111	平日 9:00～ 17:00
国立市	多摩立川 保健所	042	－	524	－	5171	平日 9:00～ 17:00
小金井市	多摩府中 保健所	042	－	362	－	2334	平日 9:00～ 17:00
国分寺市	多摩立川 保健所	042	－	524	－	5171	平日 9:00～ 17:00
小平市	多摩小平 保健所	042	－	450	－	3111	平日 9:00～ 17:00
狛江市	多摩府中 保健所	042	－	362	－	2334	平日 9:00～ 17:00
た 立川市	多摩立川 保健所	042	－	524	－	5171	平日 9:00～ 17:00
多摩市	南多摩 保健所	042	－	371	－	7661	平日 9:00～ 17:00
調布市	多摩府中 保健所	042	－	362	－	2334	平日 9:00～ 17:00
な 西東京市	多摩小平 保健所	042	－	450	－	3111	平日 9:00～ 17:00
は 八王子市	八王子市 保健所	042	－	645	－	5195	平日 9:00～ 17:00
羽村市	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
東久留米市	多摩小平 保健所	042	－	450	－	3111	平日 9:00～ 17:00
な 東村山市	多摩小平 保健所	042	－	450	－	3111	平日 9:00～ 17:00
東大和市	多摩立川 保健所	042	－	524	－	5171	平日 9:00～ 17:00
は 日野市	南多摩 保健所	042	－	371	－	7661	平日 9:00～ 17:00
日の出町	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
檜原村	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
府中市	多摩府中 保健所	042	－	362	－	2334	平日 9:00～ 17:00
福生市	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
ま 町田市	町田市 保健所	042	－	724	－	4238	平日 9:00～ 17:00
瑞穂町	西多摩 保健所	0428	－	22	－	6141	平日 9:00～ 17:00
三鷹市	多摩府中 保健所	042	－	362	－	2334	平日 9:00～ 17:00
武蔵野市	多摩府中 保健所	042	－	362	－	2334	平日 9:00～ 17:00
武蔵村山市	多摩立川 保健所	042	－	524	－	5171	平日 9:00～ 17:00

福祉保健局HPより作成

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryō/kansen/coronasodan.html#cmsF9A3F>)

## 島しょ地域

所在地	保健所名	電話番号			開設時間
あ 青ヶ島村	八丈 出張所	04996	－	2	平日 9:00～17:00
大島町	大島 出張所	04992	－	2	平日 9:00～17:00
小笠原村	小笠原 出張所	04998	－	2	平日 9:00～17:00
か 神津島村	大島 出張所	04992	－	2	平日 9:00～17:00
た 利島村	大島 出張所	04992	－	2	平日 9:00～17:00
な 新島村	大島 出張所	04992	－	2	平日 9:00～17:00
は 八丈町	八丈 出張所	04996	－	2	平日 9:00～17:00
ま 御蔵島村	三宅 出張所	04994	－	2	平日 9:00～17:00
三宅村	三宅 出張所	04994	－	2	平日 9:00～17:00

福祉保健局HPより作成

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html#cmsF9A3F>)

事業者の皆さんへ

2020年版

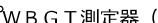
# 職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなったり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年は、新型コロナウィルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

**職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。**

<b>① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？</b>	
<input type="checkbox"/>	WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。 
<input type="checkbox"/>	作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えるときは、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。 
<input type="checkbox"/>	WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。

<b>② 休憩場所は整備していますか？</b>	
<input type="checkbox"/>	冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。 
<input type="checkbox"/>	氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことができる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。 
<input type="checkbox"/>	飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。 
<input type="checkbox"/>	建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。

<b>③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？</b>	
<input type="checkbox"/>	労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。
<input type="checkbox"/>	急激な気温の上昇や、4日以上の休み明けは、ベテラン作業者も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。



厚生労働省労働基準局・都道府県労働局・労働基準監督署

(R2.5)

厚生労働省労働基準局HP (<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000633836.pdf>)

#### ④ のどの渇きを感じなくとも、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？



作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。



トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないよう、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。

#### ⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？



熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。



石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を。



マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。



作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

#### ⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？



糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。



日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

#### ⑦ 热中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？



熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。



労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。

#### ⑧ 热中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？



緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。



熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。

#### ＜参考 热中症の症状と分類＞

分類	I 度	II 度	III 度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

II度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、

III度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

厚生労働省労働基準局HP (<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000633836.pdf>)

**表1. 身体作業強度などに応じたWBGT基準値**

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	WBGT基準値	
		熱に順化している人（℃）	熱に順化していない人（℃）
0 安 静	◆安静	33	32
1 低 代 謝 率	◆楽な座位 ◆軽い手作業（書く、タイピング、描く、縫う、簿記） ◆手と腕の作業 (小さいベンチツール、点検、組立てや軽い材料の区分け) ◆腕と足の作業 (普通の状態での乗物の運転、足のスイッチやペダルの操作) ◆立位 ◆ドリル（小さい部分） ◆フライス盤（小さい部分） ◆コイル巻き ◆小さい電気子巻き ◆小さい力の道具の機械 ◆ちょっとした歩き（速さ3.5 km/h）	30	29
2 中 程 度 代 謝 率	◆継続した頭と腕の作業（くぎ打ち、盛土） ◆腕と脚の作業 (トラックのオフロード操縦、トラクターや建設車両) ◆腕と胴体の作業 (空気ハンマーの作業、トラクター組立て、しつくい塗り、 中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、 草刈り、果物や野菜を摘む) ◆軽量な荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆3.5~5.5 km/hの速さで歩く ◆鍛造	28	26
3 高 代 謝 率	◆強度の腕と胴体の作業 ◆重い材料を運ぶ ◆シャベルを使う ◆大ハンマー作業 ◆のこぎりをひく ◆草刈り ◆掘る ◆硬い木にかんなをかけたりのみで彫る ◆5.5~7.5 km/hの速さで歩く ◆重い荷物の荷車や手押し車を押したり引いたりする ◆鋸物を削る ◆コンクリートブロックを積む	25 26	22 23
4 極 高 代 謝 率	◆最大速度の速さでとても激しい活動 ◆おのを振るう ◆激しくシャベルを使ったり掘ったりする ◆階段を登る、走る、7 km/hより速く歩く	23 25	18 20

※この表は、日本産業規格Z8504（人間工学—WBGT（湿球黒球温度）指数に基づく作業者の熱ストレスの評価—暑熱環境）附属書A「WBGT熱ストレス指数の基準値表」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したものです。

※熱に順化していない人とは、「作業する前の週に毎日熱にばく露されていなかった人」のことをいいます。

**表2. 衣類の組合わせによってWBGT値に加えるべき補正值**

下記の衣類を着用して作業を行う場合は、算出されたWBGT値に、各補正值を加えてください。

衣服の種類	作業服 (長袖シャツ とズボン)	布(織物)製 つなぎ服	二層の布 (織物)製服	SMSポリプロピレン 製つなぎ服	ポリオレフィン 布製つなぎ服	限定用途の 蒸気不透湿性 (不浸透性) つなぎ服
WBGT値に加える べき補正值（℃）	0	0	3	0.5	1	11

※補正值は、一般にレベルAと呼ばれる完全な不透湿性（不浸透性）防護服に使用しないでください。

※重ね着の場合は、個々の補正值を加えて全体の補正值とすることはできません。

**表3. 热中症予防管理者労働衛生教育**

事項	範囲	時間
熱中症の症状*	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状	30分
熱中症の予防方法*	◆WBGT値（意味、基準値に基づく評価） ◆作業環境管理（WBGT値の低減、休憩場所の整備など） ◆作業管理（作業時間の短縮、熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、作業中の巡回など） ◆健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認など） ◆労働衛生教育（労働者に対する教育の重要性、教育内容と教育方法） ◆熱中症予防対策事例	150分
緊急時の救急処置	◆緊急連絡網の作成と周知 ◆緊急時の救急措置	15分
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例	15分

\* 热中症に対する基礎知識の状況に応じ、短縮できる事項があります。

**表4. 労働者向けの労働衛生教育（雇入れ時または新規入場時）**

事項	範囲
熱中症の症状	◆熱中症の概要 ◆職場における熱中症の特徴 ◆体温の調節 ◆体液の調節 ◆熱中症が発生する仕組みと症状
熱中症の予防方法	◆WBGT値の意味 ◆現場での熱中症予防活動（熱への順化、水分と塩分の摂取、服装、日常の健康管理など）
緊急時の救急処置	◆緊急時の救急措置
熱中症の事例	◆熱中症の災害事例

\*下線部については、小グループでの朝礼などの際に繰り返し教育しましょう。

### <もっと詳しく!>

厚生労働省のホームページでは、「職場における労働衛生対策」で、熱中症予防の取組みを紹介しています。

職場における労働衛生対策

検索

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

別紙4

## 新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

### 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること

- (1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
- (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
- (3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行う関係者を定めることとする。

### 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関するこ

労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

### 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関するこ

職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

- (1) 消毒を行う箇所
  - ① 陽性者等の執務室  
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性

者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など  
陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのド  
アノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触  
したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の  
次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性  
者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、  
消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間  
浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものな  
どの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。  
また、手袋は滅菌したものでなくとも差し支えないが、頑丈で水を通さない  
材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用  
アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン 新旧対照表

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容
<b>はじめに</b>	<b>はじめに</b>	
<p>東京都は、都が発注する工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、工事現場で講じるべき措置や感染者等が発生した場合の対応等について基本的な内容を示すため、令和2年4月22日に本ガイドラインを策定した。その後、国が「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」を策定したことなどから、今般、これらの内容を踏まえて本ガイドラインの一部見直しを行った。</p> <p>工事を施行する場合は、<u>引き続き</u>、本ガイドラインを踏まえつつ各工事現場の実情に応じて創意工夫を行い、感染症の拡大防止に努めるものとする。</p> <p>測量、調査、設計などの業務についても、必要に応じてこれを準用する。</p> <p>なお、本ガイドラインは、工事等の継続を受注者の意に反して推奨するものではない。</p>	<p>本ガイドラインは、東京都（以下「都」という。）が令和2年4月15日に取りまとめた東京都緊急対策（第四弾）を踏まえ、都が発注する工事における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置や感染者等が発生した場合の対応等について基本的な内容を示すものである。</p> <p>工事を施行する場合は、本ガイドラインを踏まえつつ各工事現場の実情に応じて創意工夫を行い、感染症の拡大防止に努めるものとする。</p> <p><del>また</del>、測量、調査、設計などの業務についても、必要に応じてこれを準用する。</p> <p>今後の感染拡大の状況や、国、都の対策等に応じて、本ガイドラインを適宜見直すものとする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、工事等の継続を受注者の意に反して推奨するものではない。</p>	本ガイドラインの見直しの経緯を記載
<b>1. 工事現場における感染拡大防止措置</b>	<b>1. 工事現場における感染拡大防止措置</b>	
<p>受注者はもとより来訪者を含め、工事現場全体で新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことが必要である。</p> <p>なお、工事現場における感染拡大防止措置にあたっては、以下の資料を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト」【別添1】</li> <li>○「現場における具体的な取組（案）」及び「注意喚起用リーフレット」 【別添2（建設局通知抜粋）】</li> <li>○「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」 【別添3（建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）（国土交通省）抜粋）】</li> <li>○「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」【別添7（厚生労働省HP）】</li> </ul> <p>(1) 作業従事者等の健康管理</p>	<p>受注者はもとより来訪者を含め、工事現場全体で新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことが必要である。</p> <p>なお、工事現場における感染拡大防止措置にあたっては、以下の資料を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト」【別添1】</li> <li>○「現場における具体的な取組（案）」及び「注意喚起用リーフレット」 【別添2（建設局通知抜粋）】</li> <li>○「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」 【別添3（国土交通省事務連絡抜粋）】</li> </ul> <p>(1) 作業従事者等の健康管理</p>	【別添3】「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）（国土交通省）を添付。

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>技能者や現場技術者を含む工事現場に従事する全ての作業従事者等（以下「全ての作業従事者等」という。）に対して、工事現場入場時に体温測定や体調確認を行うとともに、出勤前の検温、長時間労働の是正、十分な栄養摂取、睡眠時間の確保などの周知徹底を図る。</li> <li>体温測定の結果、従事者等に発熱や風邪の症状などがみられるときは自宅待機とするなど、適切に対応する。</li> <li>工事現場を訪れる来訪者に対しても、入場時に体温測定や健康状態の確認を行い、風邪の症状などがみられる場合は工事現場への入場制限を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技能者や現場技術者を含む工事現場に従事する全ての作業従事者等（以下「全ての作業従事者等」という。）に対して、工事現場入場時に体温測定や体調確認を行うとともに、出勤前の検温、長時間労働の是正、十分な栄養摂取、睡眠時間の確保などの周知徹底を図る。</li> <li>体温測定の結果、従事者等に <u>37.5度以上の</u>発熱や風邪の症状などがみられるときは自宅待機とするなど、適切に対応する。</li> <li>工事現場を訪れる来訪者に対しても、入場時に体温測定や健康状態の確認を行い、<u>体温が37.5度以上ある場合や</u>風邪の症状などがみられる場合は工事現場への入場制限を行う。</li> </ul>	<p>「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に準拠し、「37.5度以上」の記載を削除</p>
<p><b>(2) 基本的な感染症防止対策の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての作業従事者等に対して、咳エチケットの徹底や手洗いうがいの励行、正しいマスクの着用など基本的な感染症防止対策を周知する。</li> <li><u>マスクの着用については、高温多湿などの場所で作業を行う場合、熱中症に留意する。</u></li> <li>工事現場の状況を勘査しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防に向けた取組を行う。</li> </ul>	<p><b>(2) 基本的な感染症防止対策の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての作業従事者等に対して、咳エチケットの徹底や手洗いうがいの励行、正しいマスクの着用など基本的な感染症防止対策を周知する。</li> <li>工事現場の状況を勘査しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防に向けた取組を行う。</li> </ul>	<p>熱中症に留意することを追記。</p>
<p><b>3. 工事現場において感染者が発生した場合の対応</b></p> <p>工事現場で感染者が発生した場合は、直ちに工事現場全体を閉鎖するとともに保健所の指導のもと適切に対応し、これ以上の感染拡大を防止しなければならない。</p> <p>なお、工事現場において感染者が発生した場合の対応にあたっては、以下の資料を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」</li> <li>【別添4（建設局通知抜粋）】</li> <li>○「都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」</li> </ul>	<p><b>3. 工事現場において感染者が発生した場合の対応</b></p> <p>工事現場で感染者が発生した場合は、直ちに工事現場全体を閉鎖するとともに保健所の指導のもと適切に対応し、これ以上の感染拡大を防止しなければならない。</p> <p>なお、工事現場において感染者が発生した場合の対応にあたっては、以下の資料を参考とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」</li> <li>【別添4（建設局通知抜粋）】</li> <li>○「都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」</li> </ul>	

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容
<p>【別添5（福祉保健局HP）】</p> <p>○「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」</p> <p>【別添6（福祉保健局HPより作成）】</p> <p>○「<u>新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）【別添8（国交省ガイドラインより抜粋）】</u></p> <p>(1) 保健所への連絡、工事現場の閉鎖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての作業従事者等は、自身が医療機関等においてPCR検査を受検した場合や、検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染したことが明らかになった場合、所属する会社を通じて当該工事の現場代理人にその旨を伝える。また、感染していないが、保健所から濃厚接触者として特定された場合についても同様とする。</li> <li>現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、感染者を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡するとともに、安全を確保した上で直ちに工事現場全体を閉鎖する。</li> <li>現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、濃厚接触者として特定された従事者等を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡する。</li> <li><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。</u></li> <li><u>感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた対応を行う。</u></li> </ul>	<p>【別添5（福祉保健局HP）】</p> <p>○「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」</p> <p>【別添6（福祉保健局HPより作成）】</p> <p>(1) 保健所への連絡、工事現場の閉鎖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての作業従事者等は、自身が医療機関等においてPCR検査を受検した場合や、検査の結果、新型コロナウイルス感染症に感染したことが明らかになった場合、所属する会社を通じて当該工事の現場代理人にその旨を伝える。また、感染していないが、保健所から濃厚接触者として特定された場合についても同様とする。</li> <li>現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、感染者を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡するとともに、安全を確保した上で直ちに工事現場全体を閉鎖する。</li> <li>現場代理人は、全ての作業従事者等のうち、濃厚接触者として特定された従事者等を把握した場合、都の監督員と工事現場の所在地を管轄する保健所それぞれに対してその旨を連絡する。</li> </ul>	<p>「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に準拠し、個人情報保護について追記</p>
4. 受注者の希望による工事の一時中止等	4. 受注者の希望による工事の一時中止等	
<p>(1) 受注者の希望による工事の一時中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長を希望する場合、発注者にその旨を申し出る。</li> <li>上記の申し出を受けた発注者は、<u>一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感</u></li> </ul>	<p>(1) 受注者の希望による工事の一時中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、工事等の一時中止や工期又は履行期間の延長を希望する場合、発注者にその旨を申し出る。</li> <li>上記の申し出を受けた発注者は、<u>受注者の責によらないものとして、一時中止や設計図書等の変更を</u></li> </ul>	<p>「新型コロナウイルス感染症</p>

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン 新旧対照表

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容
<p><u>染症の感染拡大防止に向けた取組状況（テレワークや時差出勤の状況等）、従業員の状況（従業員の健康状態、臨時休校に伴う育児の必要性等）等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責によらないものとして、一時中止や設計図書等の変更を行う。なお、一時中止等の期間は受注者と協議し適切に設定する。</u></p>	<p><u>行う。一時中止等の期間については、都が発出した通知（「5. 参考資料」参照）を踏まえ、受注者と協議し設定する。</u></p>	<p>に係る緊急事態宣言解除を踏まえた工事及び設計業務等の対応について（令和2年5月25日付2財建技第56号）の発出文書により、関連する記述を改正。</p>
<b>5. 参考資料</b>	<b>5. 参考資料</b>	
<p>○財務局から各局等への主な通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について (令和2年2月28日付31財建技第312号)</li> <li>「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について (令和2年3月2日付事務連絡)</li> <li>「「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」に関する補足 (令和2年3月4日付事務連絡)</li> <li>「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置の延長」等について (令和2年3月12日付31財建技第322号)</li> <li>都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更） (令和2年3月24日付31財建技第333号)</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による監理技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて（令和2年3月30日付事務連絡）</li> </ul>	<p>○財務局から各局等への主な通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について (令和2年2月28日付31財建技第312号)</li> <li>「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について (令和2年3月2日付事務連絡)</li> <li>「「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等の解釈」等について」に関する補足 (令和2年3月4日付事務連絡)</li> <li>「都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置の延長」等について (令和2年3月12日付31財建技第322号)</li> <li>都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更） (令和2年3月24日付31財建技第333号)</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響による監理技術者等の恒常的な雇用関係の取扱いについて（令和2年3月30日付事務連絡）</li> </ul>	

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン 新旧対照表

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更） (令和2年4月2日付2財建技第6号)</li> <li>都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について（令和2年4月8日付2財建技第15号）</li> <li>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（参考送付）（令和2年4月20日付事務連絡）</li> <li>都の工事及び設計等業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月21日付2財建技第30号）</li> <li><u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用の設計変更時における積算基準（建築工事編）</u>上の対応について（参考送付）（令和2年4月24日付2財建技第34号）</li> <li><u>新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態措置を実施すべき期間が延長等された場合の工事及び設計業務等の対応について（令和2年4月28日付2財建技第37号）</u></li> <li><u>「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について」等について（参考送付）（令和2年5月7日付事務連絡）</u></li> <li><u>「緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について」について（参考送付）（令和2年5月18日付事務連絡）</u></li> <li><u>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除を踏まえた工事及び設計業務等の対応について（令和2年5月25日付2財建技第56号）</u></li> <li><u>「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」について（参考送付）（令和2年5月27日付事務連絡）</u></li> <li><u>新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る単価契約における契約変更について（令和2年6月1日付事務連絡）</u></li> <li><u>「国土交通省直轄工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底に係</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び設計等業務の一時中止措置等について（期間の変更） (令和2年4月2日付2財建技第6号)</li> <li>都における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び設計等業務の対応について（令和2年4月8日付2財建技第15号）</li> <li>新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について（参考送付）（令和2年4月20日付事務連絡）</li> <li>都の工事及び設計等業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（令和2年4月21日付2財建技第30号）</li> </ul>	

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン 新旧対照表

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容
<p><u>る解釈について（参考）」について（参考送付）（令和2年6月11日付事務連絡）</u></p> <p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に向けた工事等（設計等委託や物品買入れ等を含む）の対応については、電子調達システム<u>の下記URL</u>からご確認ください。 URL：<a href="http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/html/covid-19.html">http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/html/covid-19.html</a></p>	<p>※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に向けた工事等（設計等委託や物品買入れ等を含む）の対応については、電子調達システム <u>TOPページの「新型コロナウイルス工事等の対応はこちゅ」</u>からご確認ください。</p> <p>URL：<a href="http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp">http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/index.jsp</a></p>	

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン【別添資料】新旧対照表

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容																																																																																																																																																																																																																			
<p>【別添1】「工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト」</p> <p>工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト（工事受注者用）（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>チェック</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事現場における感染防止に向けた行動変容</td><td></td></tr> <tr> <td>・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる</td><td></td></tr> <tr> <td>・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 作業従事者等の健康管理</td><td></td></tr> <tr> <td>① 日常的な健康状態の確認</td><td></td></tr> <tr> <td>・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている</td><td></td></tr> <tr> <td>・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）</td><td></td></tr> <tr> <td>・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している</td><td></td></tr> <tr> <td>・来訪者に対してても検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等があった場合には、入場を制限している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>② その他の取組み</td><td></td></tr> <tr> <td>・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・十分な睡眠時間を確保するよう周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>3. 基本的な感染症防止対策の徹底</td><td></td></tr> <tr> <td>① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）</td><td></td></tr> <tr> <td>・咳エチケットの徹底を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・マスク着用の徹底を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・マスクを正しく着用するよう周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>② 工事現場の消毒等</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場状況等を勘案し、不特定者が接触する箇所は定期的に拭き取り・消毒している</td><td></td></tr> <tr> <td>・消毒等を担当する人員を増員している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 「3つの密」の回避</td><td></td></tr> <tr> <td>① 換気の悪い密閉空間の改善</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している</td><td></td></tr> <tr> <td>・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている</td><td></td></tr> <tr> <td>・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている</td><td></td></tr> <tr> <td>・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>② 多くの人が密集する場所の改善</td><td></td></tr> <tr> <td>・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している</td><td></td></tr> <tr> <td>・可能な限り時差通勤に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は2m以上を確保した上で実施している</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている</td><td></td></tr> <tr> <td>・対面での会議等の必要がある場合は、人ととの距離を2m以上取るようにしている</td><td></td></tr> <tr> <td>・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>③ 近距離での会話や発声の抑制</td><td></td></tr> <tr> <td>・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている</td><td></td></tr> <tr> <td>・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>※項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施していただけようお願い致します。</td><td></td><td>建設業における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインに準拠し、「3.7.5度以上」の記載を削除</td></tr> <tr> <td>参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）</td><td>参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	チェック	1. 工事現場における感染防止に向けた行動変容		・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる		・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している		・その他（ ）		2. 作業従事者等の健康管理		① 日常的な健康状態の確認		・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている		・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）		・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している		・来訪者に対してても検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等があった場合には、入場を制限している		・その他（ ）		② その他の取組み		・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している		・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している		・十分な睡眠時間を確保するよう周知している		・その他（ ）		3. 基本的な感染症防止対策の徹底		① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）		・咳エチケットの徹底を周知している		・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している		・マスク着用の徹底を周知している		・マスクを正しく着用するよう周知している		・その他（ ）		② 工事現場の消毒等		・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している		・現場状況等を勘案し、不特定者が接触する箇所は定期的に拭き取り・消毒している		・消毒等を担当する人員を増員している		・その他（ ）		4. 「3つの密」の回避		① 換気の悪い密閉空間の改善		・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している		・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている		・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている		・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている		・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている		・その他（ ）		② 多くの人が密集する場所の改善		・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している		・可能な限り時差通勤に努めている		・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は2m以上を確保した上で実施している		・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている		・対面での会議等の必要がある場合は、人ととの距離を2m以上取るようにしている		・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている		・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している		・その他（ ）		③ 近距離での会話や発声の抑制		・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている		・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している		・その他（ ）		※項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施していただけようお願い致します。		建設業における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインに準拠し、「3.7.5度以上」の記載を削除	参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）	参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）		<p>【別添1】「工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト」</p> <p>工事現場における新型コロナウイルス感染症拡大防止措置チェックリスト（工事受注者用）（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>チェック</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 工事現場における感染防止に向けた行動変容</td><td></td></tr> <tr> <td>・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる</td><td></td></tr> <tr> <td>・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>2. 作業従事者等の健康管理</td><td></td></tr> <tr> <td>① 日常的な健康状態の確認</td><td></td></tr> <tr> <td>・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている</td><td></td></tr> <tr> <td>・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）</td><td></td></tr> <tr> <td>・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している</td><td></td></tr> <tr> <td>・来訪者に対してても検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等があった場合には、入場を制限している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>② その他の取組み</td><td></td></tr> <tr> <td>・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・十分な睡眠時間を確保するよう周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>3. 基本的な感染症防止対策の徹底</td><td></td></tr> <tr> <td>① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）</td><td></td></tr> <tr> <td>・咳エチケットの徹底を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・マスク着用の徹底を周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・マスクを正しく着用するよう周知している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>② 工事現場の消毒等</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場状況等を勘案し、不特定者が接する箇所は定期的に拭き取り・消毒している</td><td></td></tr> <tr> <td>・消毒等を担当する人員を増員している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>4. 「3つの密」の回避</td><td></td></tr> <tr> <td>① 換気の悪い密閉空間の改善</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している</td><td></td></tr> <tr> <td>・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている</td><td></td></tr> <tr> <td>・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている</td><td></td></tr> <tr> <td>・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>② 多くの人が密集する場所の改善</td><td></td></tr> <tr> <td>・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している</td><td></td></tr> <tr> <td>・可能な限り時差通勤に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は2m以上を確保した上で実施している</td><td></td></tr> <tr> <td>・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている</td><td></td></tr> <tr> <td>・対面での会議等の必要がある場合は、人ととの距離を2m以上取るようにしている</td><td></td></tr> <tr> <td>・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている</td><td></td></tr> <tr> <td>・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>③ 近距離での会話や発声の抑制</td><td></td></tr> <tr> <td>・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている</td><td></td></tr> <tr> <td>・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している</td><td></td></tr> <tr> <td>・その他（ ）</td><td></td></tr> <tr> <td>※項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施していただけようお願い致します。</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）</td><td>参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	チェック	1. 工事現場における感染防止に向けた行動変容		・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる		・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している		・その他（ ）		2. 作業従事者等の健康管理		① 日常的な健康状態の確認		・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている		・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）		・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している		・来訪者に対してても検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等があった場合には、入場を制限している		・その他（ ）		② その他の取組み		・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している		・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している		・十分な睡眠時間を確保するよう周知している		・その他（ ）		3. 基本的な感染症防止対策の徹底		① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）		・咳エチケットの徹底を周知している		・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している		・マスク着用の徹底を周知している		・マスクを正しく着用するよう周知している		・その他（ ）		② 工事現場の消毒等		・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している		・現場状況等を勘案し、不特定者が接する箇所は定期的に拭き取り・消毒している		・消毒等を担当する人員を増員している		・その他（ ）		4. 「3つの密」の回避		① 換気の悪い密閉空間の改善		・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している		・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている		・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている		・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている		・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている		・その他（ ）		② 多くの人が密集する場所の改善		・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している		・可能な限り時差通勤に努めている		・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は2m以上を確保した上で実施している		・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている		・対面での会議等の必要がある場合は、人ととの距離を2m以上取るようにしている		・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている		・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している		・その他（ ）		③ 近距離での会話や発声の抑制		・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている		・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している		・その他（ ）		※項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施していただけようお願い致します。			参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）	参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）	
項目	チェック																																																																																																																																																																																																																				
1. 工事現場における感染防止に向けた行動変容																																																																																																																																																																																																																					
・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる																																																																																																																																																																																																																					
・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
2. 作業従事者等の健康管理																																																																																																																																																																																																																					
① 日常的な健康状態の確認																																																																																																																																																																																																																					
・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている																																																																																																																																																																																																																					
・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）																																																																																																																																																																																																																					
・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している																																																																																																																																																																																																																					
・来訪者に対してても検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等があった場合には、入場を制限している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
② その他の取組み																																																																																																																																																																																																																					
・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している																																																																																																																																																																																																																					
・十分な睡眠時間を確保するよう周知している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
3. 基本的な感染症防止対策の徹底																																																																																																																																																																																																																					
① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）																																																																																																																																																																																																																					
・咳エチケットの徹底を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・マスク着用の徹底を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・マスクを正しく着用するよう周知している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
② 工事現場の消毒等																																																																																																																																																																																																																					
・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している																																																																																																																																																																																																																					
・現場状況等を勘案し、不特定者が接触する箇所は定期的に拭き取り・消毒している																																																																																																																																																																																																																					
・消毒等を担当する人員を増員している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
4. 「3つの密」の回避																																																																																																																																																																																																																					
① 換気の悪い密閉空間の改善																																																																																																																																																																																																																					
・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している																																																																																																																																																																																																																					
・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている																																																																																																																																																																																																																					
・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている																																																																																																																																																																																																																					
・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
② 多くの人が密集する場所の改善																																																																																																																																																																																																																					
・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している																																																																																																																																																																																																																					
・可能な限り時差通勤に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は2m以上を確保した上で実施している																																																																																																																																																																																																																					
・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている																																																																																																																																																																																																																					
・対面での会議等の必要がある場合は、人ととの距離を2m以上取るようにしている																																																																																																																																																																																																																					
・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
③ 近距離での会話や発声の抑制																																																																																																																																																																																																																					
・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている																																																																																																																																																																																																																					
・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
※項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施していただけようお願い致します。		建設業における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドラインに準拠し、「3.7.5度以上」の記載を削除																																																																																																																																																																																																																			
参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）	参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）																																																																																																																																																																																																																				
項目	チェック																																																																																																																																																																																																																				
1. 工事現場における感染防止に向けた行動変容																																																																																																																																																																																																																					
・受注者だけでなく、全ての下請負業者、来訪者を含めた工事現場全体で、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組んでいる																																																																																																																																																																																																																					
・感染者等が発生した場合の対応フローを掲示し、周知・徹底している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
2. 作業従事者等の健康管理																																																																																																																																																																																																																					
① 日常的な健康状態の確認																																																																																																																																																																																																																					
・工事現場入場時において作業員等の検温・体調確認を行っている																																																																																																																																																																																																																					
・新規入場者教育時等において体調確認を行っている。（または出勤前に検温するよう周知している）																																																																																																																																																																																																																					
・全ての下請負業者を含む作業員等に発熱や風邪症状等があった場合には、速やかに受注者等に報告し、自宅待機とするなど適切に対応している																																																																																																																																																																																																																					
・来訪者に対してても検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状等があった場合には、入場を制限している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
② その他の取組み																																																																																																																																																																																																																					
・疲労の蓄積を避けるため、長時間労働の是正を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・栄養バランスの取れた十分な食事を心がけるよう周知している																																																																																																																																																																																																																					
・十分な睡眠時間を確保するよう周知している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
3. 基本的な感染症防止対策の徹底																																																																																																																																																																																																																					
① 咳エチケット・手洗い等の徹底（作業従事者等・来訪者問わず）																																																																																																																																																																																																																					
・咳エチケットの徹底を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・こまめな手洗い・うがいの徹底を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・マスク着用の徹底を周知している																																																																																																																																																																																																																					
・マスクを正しく着用するよう周知している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
② 工事現場の消毒等																																																																																																																																																																																																																					
・現場状況等を勘案し、アルコール消毒液を設置している																																																																																																																																																																																																																					
・現場状況等を勘案し、不特定者が接する箇所は定期的に拭き取り・消毒している																																																																																																																																																																																																																					
・消毒等を担当する人員を増員している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
4. 「3つの密」の回避																																																																																																																																																																																																																					
① 換気の悪い密閉空間の改善																																																																																																																																																																																																																					
・現場事務所内の打合室や更衣室等は、定期的に換気している																																																																																																																																																																																																																					
・建物内の工事現場において換気が悪い場所については、定期的な窓開けや送風機による換気など行っている																																																																																																																																																																																																																					
・朝礼は屋外等で実施するなど密閉空間を避けている																																																																																																																																																																																																																					
・作業開始時間の調整を図り時差通勤に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・複数の人員で車両通勤する場合は、窓を開けての換気や座席間隔をあけるための分散乗車に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
② 多くの人が密集する場所の改善																																																																																																																																																																																																																					
・作業開始・休憩・昼食時刻を分散している																																																																																																																																																																																																																					
・可能な限り時差通勤に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・朝礼等は、出席者を指定することで必要最低限の人数とし、人との間隔は2m以上を確保した上で実施している																																																																																																																																																																																																																					
・現場定例会などの打合せはなるべく避け、資料配布や電話・テレビ会議等の代替手段を講じている																																																																																																																																																																																																																					
・対面での会議等の必要がある場合は、人ととの距離を2m以上取るようにしている																																																																																																																																																																																																																					
・食堂における感染防止のため、昼食時間をずらし、食堂利用者の分散に努めている																																																																																																																																																																																																																					
・喫煙スペースにおけるゆとりの確保や一度に喫煙スペースに入ることの出来る喫煙者数を制限している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
③ 近距離での会話や発声の抑制																																																																																																																																																																																																																					
・工事現場では、他の作業従事者等との間に距離をなるべく保持するようにしている																																																																																																																																																																																																																					
・第三者との接触が必要な場合は、可能な限り距離を保持したうえで対応している																																																																																																																																																																																																																					
・その他（ ）																																																																																																																																																																																																																					
※項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。そのため、すべての項目が「チェック」できないからといって、対策が不十分ということではありません。現場の実態を確認し、全員（全下請負業者を含む）がすぐにできることを確実に実施していただけようお願い致します。																																																																																																																																																																																																																					
参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）	参考：「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（厚生労働省）																																																																																																																																																																																																																				

東京都における公共工事の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン【別添資料】新旧対照表

令和2年6月25日版	令和2年4月22日版	主な改正内容
【別添2（建設局通知抜粋）】 「現場における具体的な取組（案）」及び「注意喚起用リーフレット」	【別添2（建設局通知抜粋）】 「現場における具体的な取組（案）」及び「注意喚起用リーフレット」	最新版に更新
【別添3（国土交通省 <u>ガイドライン</u> 抜粋）】 「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」	【別添3（国土交通省 <u>事務連絡</u> 抜粋）】 「建設現場「三つの密」の回避等に向けた取組事例」	最新版に更新
【別添4（建設局通知抜粋）】 「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」	【別添4（建設局通知抜粋）】 「新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー」	変更なし
【別添5（福祉保健局HP）】「 都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」	【別添5（福祉保健局HP）】 「都民の皆様へ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～」	最新版に更新
【別添6（福祉保健局HPより作成）】 「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」	【別添6（福祉保健局HPより作成）】 「新型コロナ受診相談窓口（帰国者・接触者電話相談センター）受付時間、電話番号等」	変更なし
【別添7（厚生労働省労働基準局HP）】 <u>「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」</u>		マスク着用時の熱中症予防対策の留意事項が記載されているため、新たに添付。
【別添8（国土交通省ガイドライン抜粋）】 <u>「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」</u>		職場に陽性者等が発生した場合の参考事例が国土交通省ガイドラインに記載されているため新たに添付。